

## 省エネ家電製品普及促進事業：よくあるご質問

### Q 1 いつ購入した省エネ家電が対象になりますか？

→ 令和7年4月1日から令和8年1月31日までに購入・設置したものが補助の対象となります。ただし、2月28日までに申請する必要があります。

### Q 2 令和7年4月1日よりも前に購入した物を令和7年4月1日以降に設置した場合は対象となりますか？

→ 対象となりません。購入対象期間(令和7年4月1日から令和8年1月31日まで)に購入し、取付まで完了したものが対象となります。

### Q 3 小鹿野町外の店舗で購入した物でも補助の対象となりますか？

→ 補助の対象となりますが、小鹿野町町内の店舗で購入いただくと、補助額が30,000円分多くなりますので、小鹿野町内での購入を是非ご検討ください。

### Q 4 買替えではなく新たに購入した場合も補助対象となりますか？

→ 対象となりません。対象家電を買い換える前の写真と設置後の写真が必要となります。

### Q 5 リユース品(中古品)や展示品の購入は補助対象になりますか？

→ 対象になりません。補助の対象は、新品の未使用品のみとなります。

### Q 6 古い家電を1台処分し、新たに2台購入した場合はどちらも補助対象になりますか？

→ この場合、一台については「買換え」、もう一方は「買い増し」と判断されるため、どちらか一方のみ補助の対象となります。

### Q 7 いろいろな店舗で対象家電を購入した場合、合算して申請しても対象になりますか？

→ 対象になりません。同一の店舗で複数の対象家電を設置した場合のみ、合算して申請できます。ただし、1世帯1回限りの申請となりますのでご注意ください。

### Q 8 小鹿野町外在住の子供が、小鹿野町内在住の両親の為にエアコンを買替えました。この場合は対象となりますか？

→ 対象となりません。省エネ家電の「買換えを行う者(購入者)」が補助の申請時に小鹿野町内に住民票を有すること、加えて自らの自宅の家電買替を行うことが補助の条件となっています。

### Q 9 自宅以外の家電の買換えは補助対象となりますか？

→ 補助の対象とはなりません。自らが居住する自宅に設置する場合に対象となります。なお、「自らが居住する住宅」とは、申請者の生活の実態に関わらず、住民票に記録されている住所となります。

**Q10 インターネットで購入した省エネ家電は補助の対象となりますか？**

→ インターネット販売を含む通信販売も補助の対象となります。ただし、令和7年4月1日から令和8年1月31日までに購入し、取付まで完了したものが対象となります。また、購入対象期間内に購入した物であっても、取付が令和8年1月31日以降になった場合は補助の対象外となりますのでご注意ください。

**Q11 インターネットを通じて省エネ家電を購入しましたが、メーカー保証書に販売店の記載がなく空白のままです。また、領収書を発行して貰えませんでした。この場合、申請の添付書類はどうしたらいいのでしょうか？**

→ 申請書に添付する「領収書の写し」については、通信販売業者が発行する「納品書兼領収書」で代替可能です。また、メーカー保証書については購入された省エネ家電の型番の確認等に使用しますので空白のままでも結構です。そのままお持ちください。

**Q12 対象家電はなんですか？**

→ エアコン、照明器具、電子レンジ、テレビ、LED電球、エコキュート、電気冷蔵庫、電気便座、ガス温水器、電気冷凍庫、ジャー炊飯器、石油温水機器となります。ただし、省エネ基準を達成している機種に限られます。

**Q13 省エネ基準達成率の確認は、どのようにしたら良いですか？**

→ 店頭に表示されている製品ごとの「統一省エネラベル」において確認できます。また、「省エネ型製品情報サイト」でも確認できます。

【省エネ型製品情報サイト】

[\(https://seihinjyoho.go.jp/\)](https://seihinjyoho.go.jp/)



**Q14 冷凍庫を廃棄し冷凍冷蔵庫を購入しましたが、補助対象になりますか？**

→ 補助対象になりません。廃棄した家電製品と同一家電への買換えが補助の要件となっています。

**Q15 設置工事費や配送料は補助の対象になりますか？**

→ 補助の対象になります。補助の対象となる費用は、省エネ家電の本体購入費、設置工事費（設置に必要な部品を含む。）、電気工事費、配送料及びリサイクル料とまで含みます。